

## 住民監査請求および監査結果の概要

平成17年度

### 1 自由民主党・湖翔クラブ等に対して交付された政務調査費等の支出に関し、損害の賠償を求める請求

請求日 平成17年 6月 8日

結果通知日 平成17年 8月 5日（滋賀県公報号外(3)）

#### 請求人の主張

請求人は、自由民主党・湖翔クラブ等（以下「湖翔クラブ等」という。）に対して交付された平成12年度から平成16年度までにおける政務調査費等の用途について、

調査研究費の項目からの支出について、純粋な政治活動団体である自由民主党滋賀県支部連合会（以下「党県連」という。）に対し委託を行っていること、当該委託は調査研究の委託ではなく事務の委託であり、かつ当該委託料は主に党県連職員の人件費に充てられていること、および当該委託の成果物は調査研究といえるものではなく、またその表紙が党県連名となっていることから、党県連の政治活動であるといえることから、用途基準に反する違法な支出である。

研修費の項目からの支出のうち、党県連と共催の自民政治大学校に要する経費の支出は、実際には党県連が主催しているにもかかわらず要した経費だけを支出しており、また、自民政治大学校は政党活動であり、特に選挙に関する講演については明らかに政治活動であり、用途基準に反する違法な支出である。

資料作成費の項目からの支出のうち、自民政治大学校の資料作成に係る支出は上記と同様、用途基準に反する違法な支出である。

事務費の項目からの支出について、収支報告書ではパソコンの購入・更新等が挙げられているが、これらにかかる経費は多く見積もっても年間300万円であり、各年度の事務費の項目の支出から300万円を差し引いた金額は少なくとも事務委託費として党県連の人件費に充てられていると推察でき、当該支出は違法な支出と認められる。

特に平成15年4月分の429万円余の調査研究委託費の支出は、同月が県議会議員選挙の月であり、調査研究の委託を行うはずがなく、人件費に費消され、かつ単年度決算も守られていないことから、違法な支出である。

との理由から、地方自治法第100条第13項および第14項ならびに第232条の2、滋賀県政務調査費の交付に関する条例、滋賀県政務調査費の交付に関する規程に基づく用途基準等に反する違法な支出であるとして、当該支出によって県が被った損害を、滋賀県知事、議会議長、湖翔クラブの代表者等が連帯して賠償すべきであるとの勧告を求めている。

#### 監査結果 勧告

(1) 政務調査費等の調査研究費の項目に係る用途基準において、調査研究の委託に要する経費の支出は認められているところであり、また、特定の委託先について委託を制限する規定もないことから、単に党県連に対して委託を行っていることのみをもって用途基準に反するとはいえない。

調査研究費の項目における党県連に対する委託の内容は、単なる事務の委託ではなく、調査研究の委託であると認められ、用途基準に照らし明らかに反するという証拠もないことから、当該委託は用途基準に照らして違法または不当であるとはい

えない。

当該委託費が人件費に充てられているとの主張については、受託事務に従事する職員に係る人件費は委託費の中で賄われるものであり、当該事務従事職員の人件費を超える人件費を意図的に支出する等の事実がない限り、当該委託費が違法または不当であるとはいえないが、湖翔クラブの説明からは、事務従事職員の人件費を超えているとも認められないことから、使途基準に照らして違法または不当であるとはいえない。

なお、委託の成果物の表紙が党県連名となっていることについては、表紙にどのような名が入っていたとしても、委託の成果物として提出されればそれは成果物であると認められる。

以上のことから、調査研究費の項目における党県連に対する委託について、使途基準に反する違法な支出であるとの請求人の主張は、認められない。

- (2) 研修費の項目に係る使途基準に研修会等の共催について明示の規定がないからといって研修会等を共催で行うことが使途基準に反するものではなく、本件についてもその内容が政務調査費等の使途基準に照らして妥当かどうかについて判断すべきである。

自民政治大学校の内容が政務調査費等の使途基準に照らして妥当かどうかについては、各回のテーマについては政治活動等であるとの証拠もないことから、使途基準に照らし違法または不当な使途であると判断するには至らなかった。

しかしながら、平成15年10月25日開催の「衆議院総選挙を目前にして」および同年11月22日開催の「第43回衆議院総選挙を振り返って」の2回の自民政治大学校については、使途基準に反するものではないという説明であったが、講演の内容等、それを証するものの提出もなく、テーマや開催時期等から判断すれば、政治活動・選挙活動に極めて近いと認められることから、政務調査費の使途基準に照らして少なくとも不当な支出と判断せざるを得ない。

これらの判断は研修費の項目のみではなく、資料作成費および事務費の項目における自民政治大学校に係る経費の支出についても同様である。

したがって、上記2回の自民政治大学校の開催に要した経費、592,564円が使途基準に照らして不当な支出であると認められる。

- (3) 事務費の項目に含まれる党県連に対する委託費としては、事務に係る委託費ならびに平成15年度および平成16年度において誤って事務費の項目により支出した調査研究に係る委託費があるが、調査研究に係る委託費については、上記(1)のとおり、使途基準に照らして違法または不当なものではない。

事務に係る委託費については、事務費の項目に係る使途基準においては、費目として委託費は挙げられていないが、費目が挙げられていないからといって使途基準に反するというものではなく、委託の具体的内容が政務調査費等の使途基準に照らして妥当かどうかについて判断すべきであるところ、当該委託の具体的内容は使途基準に明らかに反するとまではいえない。

次に、当該事務に係る委託費が人件費に充てられているとの主張については、上記(1)で行った判断と同様、委託事務従事職員の人件費を超える人件費を意図的に支出する等の事実がない限り、当該委託費が違法または不当であるとはいえないが、事務従事職員の人件費を超えているとも認められないことから、使途基準に照らして違法または不当であるとはいえない。

したがって、請求人の、各年度の事務費の項目の支出から300万円を差し引いた

金額の支出は違法な支出であるとの主張は認められない。

- (4) 平成15年4月分の429万円余の調査研究委託費の支出については、確かに平成14年度および平成16年度の委託経費から判断すると平成15年度の調査研究委託はその額が多額に上っている。しかし、例年であれば議員が行っている国予算の滋賀県内における箇所付け資料の作成、発送等の事務をすべて委託して実施したものである旨の説明があり、当該委託に係る成果物の提示もあった。当該支出を違法または不当な支出と認めるに足りる証拠もなく、多額であるということをもって直ちに違法または不当な支出があったとはいえない。

また、調査した限りにおいては、年度をまたがる支出も認められなかった。

したがって、請求人の、平成15年4月分の429万円余の調査研究委託費の支出は違法な支出であるとの主張は、認められない。

- (5) 資料および証拠書類等を確認する中で、次の事実が認められたが、これらについての判断は次のとおりである。

ア 平成12年度における調査研究費交付金

資料作成費の項目による資料の印刷経費604,800円については、当該資料の性質が、会派活動とは認められず、政党活動と認められることから、使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

イ 平成13年度における政務調査費

研修費の項目による宗教活動経費10,000円については、使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

ウ 平成16年度における政務調査費

(ア) 調査研究費および研修費の項目による平成15年度事業経費1,684,091円については、年度区分を誤ったものであり、経理処理の原則に基づかない違法または不当な支出であると認められる。

(イ) 研修費の項目による宗教活動経費30,000円については、上記イと同様、使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

(ウ) 資料購入費の項目による平成17年度分の書籍に係る前払金161,280円については、一般的には経費の前払いを認めないものではないが、政務調査費という交付金の性格を考慮すれば、会計年度独立の原則に照らしても不相当であることから、違法または不当な支出であると認められる。

(エ) 事務費の項目による慶弔費別費2件52,500円についても、上記イおよびウ(イ)と同様、使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

(6) まとめ

今回の監査は、政務調査費等という費目の中で、会派議員の政治活動に密接に関わるものであることから、監査委員に対してもすべての会計帳簿等を提示できないとのことであったので、十分その内容を把握したものではなかったが、少なくとも、上記のとおり、合計3,135,235円は違法または不当な支出であると認められた。

なお、監査の結果は前述のとおりであるが、会派の備品であるパソコンの廃棄基準等が明確でなかったことから、適正な管理に努められるよう望むものである。

さらに、政務調査費等による各支出が適正になされたことの立証責任は、会派が負っているということ認識し、政務調査費制度について一層の改革を進め、厳正かつ適正な運用を望むものである。

## 勸 告

- (1) 湖翔クラブ等に対して交付された平成12年度の調査研究費交付金のうち、604,800円の返還を求めるなど必要な措置を講ずること。
- (2) 湖翔クラブ等に対して交付された平成13年度から平成16年度までの政務調査費のうち、2,530,435円の返還を求めるなど必要な措置を講ずること。
- (3) 措置期限 平成17年10月5日  
なお、法第242条第9項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同日までに監査委員あて通知されたい。

## 意 見

今回、政務調査費等について、住民監査請求に基づいて監査した結果、使途基準等に合致しない支出が認められたことは、極めて遺憾なことであり、県民の信頼を大きく失墜させるものである。

また、政務調査費等の支出については、議長に調査等の権限があるにもかかわらず、これまで、調査等をまったく実施していないことも判明した。

時代は刻一刻と変化しており、それに併せて県民の視点も厳しく変化していく中で、政務調査費は、より透明性を高め、県民に対し明解な説明責任を果たすべく、不断の改革を行われるとともに、厳正かつ適正な運用に努められたい。